

感染症の場合の登園について

保育園においては、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康かきふくのため及び周囲の子ども達へうつすおそれがあるため、登園を遠慮していただいております。

医師の診断及び治療を受けられ、病気が治癒し、または他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、下記①～⑨の感染症については医師より「登園許可証明書」に記入してもらい、保育園へ提出してお子さんを登園させるようにしてください。その他の感染症については、医師から「登園しても良い」旨の指示を受けてから登園させるようにしてください。

◎次のような病名の時は登園を遠慮していただきます。

- | | | |
|------------------|------|-------------|
| ①インフルエンザ | ②百日咳 | ③麻疹 |
| ④流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | ⑤風しん | ⑥水痘(みずぼうそう) |
| ⑦咽頭結膜炎 | ⑧結核 | ⑨髄膜炎菌性髄膜炎 |

専門医様

現在かかっている病気が治癒し、または他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、お手数でも保護者に「登園して良い」旨の指導をお願い致します。更に上記の①～⑨の感染症については下記の「登園許可書」により、保育園あてにお知らせくださるようお願い申し上げます。

【登園許可証明書】

組 園児名

上記の園児は 月 日より

登園を中止させていましたが、診察の結果、治癒しましたので

月 日より 登園しても差し支えないことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印